

# 第 13 回延岡市農業委員会会議録

(平成 30 年 6 月 28 日)

1. 開催日時 平成30年6月28日(木) 午前9:30から
2. 開催場所 本庁舎 2階 講堂
3. 出席委員 16名

出席委員

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	原田博史	2	甲斐壽徳	3	井本みつよ
4	柳田慧子	5	松下康廣	6	織田竜二
7	安藤重徳	8	高橋正二	9	阿波野修一
10		11		12	田口正幸
13	松田宗史	14	大戸孝一	15	遠田祐星
16	佐藤純子	17	牧野博文	18	花畑志良一
19					

4. 欠席委員 3名

5. 出席 農地利用最適化推進委員 16名

出席推進委員

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	甲斐幸元	2		3	久富喜良
4		5		6	黒田啓睦
7	山田博敏	8	榎本毅	9	甲斐秀雄
10	矢山慶夫	11	田中昇	12	
13		14	緒方武彦	15	福谷洋朗
16	木村俊一	17		18	松原学
19		20	矢野政治	21	赤木常信
22	黒田五司	23	甲斐信良		

## 6. 議事日程

### 第1 議事録署名委員の指名

- 第2 議案第 85 号 農地法第3条の規定による賃借権の設定について  
 議案第 86 号 農地法第3条の規定による所有権の移転について  
 議案第 87 号 農地買受適格証明願いについて  
 議案第 88 号 農用地利用集積計画の決定について (利用権・JA)  
 議案第 89 号 農用地利用集積計画の決定について (利用権・中間管理機構)  
 議案第 90 号 農用地利用集積計画の決定について (所有権)  
 議案第 91 号 農地法第5条許可申請について  
 議案第 92 号 非農地証明願いについて

- 報告第 43 号 農地法第4条届出について  
 報告第 44 号 農地法第5条届出について  
 報告第 45 号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
 報告第 46 号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

- 協議第 16 号 農用地利用配分計画(案)について

その他

## 7. 農業委員会事務局等職員

役 職	氏 名	役 職	氏 名	役 職	氏 名
局 長	甲斐 祐逸	局長補佐兼 農政係長	佐藤 英男	農地係長	甲斐 啓二
主 査	黒木 政良	北方産業建設課 主事	甲斐 伊織	北浦産業建設課 主任主事	西村 武志
北川産業建設課 専門主事	宮野 豊	総合農政課 主任主事	市來 幸司		

8. 会議の概要

<p>議 長</p>	<p>皆さんおはようございます。</p> <p>飼料関係の稲以外は田植えも済んだかと思えます。今年は例年と比べ水量が若干少ないですが、早期水稻については問題ないかと思えます。ただ非常に暑い日が続きますので、皆様熱中症にはお気をつけ下さい。県南では硫黄山が噴火しまして、えびの市では広範囲で耕作ができないということで、県議会でも補正予算を組んだりしているようです。</p> <p>先月は出張のため副会長に総会を委ねて、私は全国農業委員会会長大会に行ってきたところですが、その中で農業委員会の組織を強化しなければならないといった要請がありました。実は延岡市では今の体制となる前に縮小して農政部門の中に事務局をおき、2係を1係にという提案がありましたが、20人程集まっていたいただき検討し、その結果をお願いすることで、現体制を残すことができました。農地の集積等農業委員会が課される課題は多く、その中で現体制を維持できたことは良かった点であると考えております。今年度は読谷山市長の掲げる公約の中に耕作放棄地の解消等ございますので、皆様には8月から実施する利用状況調査等でしっかりと現況の把握をしていただきたいと思います。今年は事務局の方が色々工夫を下さって、直近の利用状況調査の結果を図面に落とし込むという努力をしていただいておりますので、来月あたりに皆様に図面が渡ると良いと考えております。</p> <p>それでは、ただ今から第13回、延岡市定例農業委員会を開催いたします。まず始めに事務局より出席確認の報告をお願いいたします。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>はい。それでは事務局より報告いたします。</p> <p>本日は委員総数19名中16名の出席を得ております。従いまして農業委員会等に関する法律第27条第3項並びに延岡市農業委員会規則第11条の規定による過半数に達しておりますので、本会が有効に成立していることを報告いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>本日の議事録署名委員は、委員番号4番 柳田慧子委員と委員番号15番 遠田祐星委員のお二人をお願いしたいと思います。</p> <p>本日の予定ですが、議案第85号の農地法第3条の規定による賃借権の設定についてから議案第92号、非農地証明願いについてまで議案8件、報告案件が4件、協議案件が1件となっています。</p> <p>それでは議案第85号、農地法第3条の規定による賃借権の設定について提案いたします。</p> <p>整理番号1番の説明を委員番号9番 阿波野修一委員よりお願いいたします。</p>
<p>阿波野委員</p>	<p>委員番号9番の阿波野です。整理番号1番についてご説明いたします。農地の所在は熊野江町で田が1筆の955㎡です。貸人は柚の木田町在住の方で、借人は熊野江町在住の63歳の男性です。貸人の方はもともと熊野江に居住していた方で、夫所有の農地を相続して今回の賃借権の設定となりました。借人の経営状況は3,934㎡で、労力人は1人。申請地に隣接する田を耕作しており、何ら問題無いと思えます。よろしくご審議お願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>つぎに判断根拠の説明を事務局よりお願いいたします。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>はい。それでは調査書をご覧ください。調査書の農地法第3条第2項第1号から第6号までは事前に事務局の方で調査済みで、問題ありませんでした。第7号につきましては、ただ今、阿波野委員より現地調査の結果報告がありましたが、地域との調和要件など問題無いとのことなので、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の</p>

	すべてを満たすと考えます。以上です。
議 長	ただ今、阿波野委員と事務局から説明がありました。ここで審議をお願いいたします。 何かご意見、ご質問はございませんか。  何かございませんか。
委 員	異議なし。
議 長	異議なしという事なので採決に入ります。承認される方は挙手をお願いいたします。
委 員	(挙手)
議 長	ありがとうございます。全員一致でございますので、承認いたします。 続きまして議案第 86 号、農地法第 3 条の規定による所有権の移転について提案いたします。 整理番号 1 番について委員番号 8 番 高橋正二委員より説明をお願いいたします。
高橋委員	委員番号 8 番の高橋です。整理番号 1 番についてご説明いたします。 農地の所在は伊形町で田が 6 筆の 1,263 ㎡です。譲渡人は宮崎市在住の 80 歳の男性で、譲受人は上伊形町在住の 63 歳の男性でございます。譲渡人は遠方に居住しており作付けが困難なため、以前より譲受人が管理していました。地域との調和要件も問題なく許可相当と判断しました。皆様のご審議をお願いいたします。
議 長	つぎに判断根拠の説明を事務局よりお願いいたします。
事 務 局	はい。それでは調査書をご覧ください。調査書の農地法第 3 条第 2 項第 1 号から第 6 号までは事前に事務局の方で調査済みで、問題ありませんでした。第 7 号につきましては、ただ今、高橋委員より説明及び現地調査の結果報告がありましたが、地域との調和要件など問題無いとのことなので、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上です。
議 長	ただ今、高橋委員及び事務局から説明がありました。ここで審議をお願いいたします。 何かご意見、ご質問はございませんか。  何かございませんか。
委 員	異議なし。
議 長	異議なしという事なので、採決に入ります。承認される方は挙手をお願いいたします。
委 員	(挙手)
議 長	ありがとうございます。全員一致でございますので、承認いたします。 続きまして議案第 87 号、農地買受適格証明願いについて提案いたします。 整理番号 1 番、2 番ともに委員番号 6 番 織田竜二委員より説明をお願いいたします。

織田委員	<p>委員番号6番 織田です。整理番号1番についてご説明いたします。農地の所在は貝の畑町で畑2筆の867㎡です。申請人は貝の畑町在住の方で経営状況は6,560㎡。労力人は3人です。6月25日に、私と甲斐推進委員で現地調査を行いました。地域との調和要件等問題ありませんでしたので、皆様のご審議をお願いいたします。</p> <p>引き続き、整理番号2番についてご説明いたします。農地の所在は貝の畑町で田が1筆の200㎡です。申請人は野田1丁目在住の方で経営状況は37,631㎡。労力人は1人。この方につきましても、意欲経験等十分な方でした。</p> <p>議案をごらんになっていただければ分かると思いますが、整理番号1番と整理番号2番で地番が重複して申請されています。これは本案件が買受適格証明願いということもあり、1つの地番に対して2人の方が購入の希望をしているということです。ご審議の程よろしくをお願いいたします。</p>
議 長	つぎに判断根拠の説明を事務局よりお願いいたします。
事 務 局	はい。それでは調査書をご覧ください。調査書の農地法第3条第2項第1号から第6号までは事前に事務局の方で調査済みで、2件ともすべて問題ありませんでした。第7号につきましては、ただ今、織田委員より説明及び現地調査の結果報告がありましたが、地域との調和要件など問題無いとのことなので、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上です。
議 長	<p>ただ今、織田委員及び事務局から説明がありました。ここで審議をお願いいたします。何かご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>何かございませんか。</p>
佐藤委員	はい。
議 長	佐藤委員。
佐藤委員	<p>委員番号16番の佐藤です。</p> <p>今回の議案第87号で申請地が1筆かぶっているということでしたので、申請面積の合計は重なっている分を差し引いた867㎡になるのではないですか。</p>
事 務 局	ご説明いたします。本案件は買受適格証明願いということで、申請人が農地を所有するに妥当な人物かを判断するものですので、本案件の証明をもって直ちに農地の権利移動が行われる訳ではございません。購入したいということで、それぞれ別人が申請しておりますので、実質的な面積ではなく、あくまで申請された面積の合計が議案書の一番下に記載されていると考えていただけるとよろしいかと思えます。
佐藤委員	分かりました。
議 長	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>他にご意見、ご質問はございませんか。</p>
委 員	異議なし。
議 長	異議なしという事なので、採決に入ります。承認される方は挙手をお願いいたします。

委員	(挙手)
議長	<p>ありがとうございます。全員一致でございますので、承認いたします。</p> <p>続きまして議案第 88 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について提案いたします。この案件は延岡農業協同組合分です。</p> <p>なお、整理番号 8 番から 11 番につきましては、委員番号 6 番 織田竜二委員と関連がございますので、退室後の審議となります。それでは、整理番号 1 番から 7 番まで事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>はい。それでは議案第 88 号、農用地利用集積計画（J A 延岡分）についての整理番号 1 番から 7 番まで説明いたします。議案書は 8 ページ、9 ページとなります。貸し人や借り人等の詳細については議案書に記載のとおりで契約内容は 5 年間若しくは 10 年間の賃借権となっています。計画内容については農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上ご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>ただ今、事務局から説明がありました。ここで審議をお願いいたします。</p> <p>何かご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>何かございませんか。</p>
委員	異議なし。
議長	異議なしという事なので、採決に入ります。承認される方は挙手をお願いいたします。
委員	(挙手)
議長	<p>ありがとうございます。全員一致でございますので、承認いたします。</p> <p>続きまして整理番号 8 番から 11 番について審議いたします。織田委員は退室をお願いいたします。</p> <p>(織田委員退室)</p> <p>それでは事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>はい。それでは議案第 88 号、農用地利用集積計画の決定について（J A 延岡分）の整理番号 8 番から 11 番について説明いたします。議案書は 10 ページとなります。貸し人については議案書に記載のとおりで借り人は小野町在住の男性の方です。農地の所在は石田町に 1 筆、塩浜町 3 丁目に 1 筆、小野町に 2 筆の計 4 筆で地目はすべて田となっています。面積の合計は 3,653 m<sup>2</sup>で契約内容はすべて 5 年間の賃借権となっています。計画内容については農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上ご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>ただ今、事務局から説明がありました。ここで審議をお願いいたします。</p> <p>何かご意見、ご質問はございませんか。</p>
委員	異議なし。
議長	異議なしという事なので、採決に入ります。承認される方は挙手をお願いいたします。

委員	(挙手)
議長	<p>ありがとうございます。全員一致でございますので、承認いたします。 織田委員の入室をお願いいたします。</p> <p>(織田委員入室)</p> <p>続きまして議案第 89 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について提案いたします。この案件は農地中間管理機構分です。それでは事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>はい。それでは議案第 89 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について農地中間管理機構分を説明いたします。議案書は 12 ページから 14 ページとなります。貸し人は議案書に記載のとおりで借り人はすべて公益社団法人 宮崎県農業振興公社となっています。契約内容は 5 年間若しくは 10 年間の賃借権及び使用貸借権となっています。</p> <p>この案件は農地中間管理機構である宮崎県農業振興公社に中間管理権を取得させ、取得後に公募した借り受け希望者に貸し付けを行う案件です。計画内容については農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上ご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>ただ今、事務局から説明がありました。ここで審議をお願いいたします。 何かご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>何かございませんか。</p>
委員	異議なし。
議長	異議なしという事なので、採決に入ります。承認される方は挙手をお願いいたします。
委員	(挙手)
議長	<p>ありがとうございます。全員一致でございますので、承認いたします。 続きまして議案第 90 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について提案いたします。この案件は所有権移転分です。 それでは事務局より整理番号 1 番の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>はい。それでは議案第 90 号、農用地利用集積計画の決定について所有権移転分の整理番号 1 番について説明いたします。議案書は 16 ページとなります。譲渡人は浦城町在住の女性の方で譲受人は岡富町在住の男性の方です。農地の所在、契約内容等の詳細については議案書に記載のとおりです。計画内容については農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上ご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>ただ今、事務局から説明がありました。ここで審議をお願いいたします。 何かご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>何かございませんか。</p>



委員	異議なし。
議長	異議なしという事なので、採決に入ります。承認される方は挙手をお願いいたします。
委員	(挙手)
議長	ありがとうございます。全員一致でございますので、承認いたします。 続きまして議案第 91 号、農地法第 5 条許可申請について提案いたします。この案件は県に進達する分です。
高橋委員	<p>それでは整理番号 1 番について委員番号 8 番 高橋正二委員より説明をお願いいたします。</p> <p>委員番号 8 番の高橋です。整理番号 1 番についてご説明いたします。所在は上伊形町で、田 3 筆の 606 m<sup>2</sup>です。譲渡人は旭ヶ丘在住の方で、譲受人は伊形町の有限会社です。6 月 26 日に県の担当、市の農業委員会 3 名、譲受人、推進委員 2 名と私の計 8 名で現地調査を行いました。申請理由は駐車場、宿舍、資材置場となっています。次ページのナンバー 1 に位置図がございます。排水等につきましては浄化槽を入れるとのことで、特に問題無いと判断しました。皆様のご審議をお願いします。</p>
議長	続いて整理番号 2 番について委員番号 3 番 井本みつよ委員より説明をお願いいたします。
井本委員	委員番号 3 番の井本です。整理番号 2 番についてご説明いたします。所在は北川町で田が 1 筆の 1,090 m <sup>2</sup> です。譲渡人、譲受人ともに北川町在住で、譲受人は申請地の隣接地で養魚を営んでいます。申請理由は駐車場、資材置場となっています。6 月 26 日に私、県と市の関係機関の方々 5 名で現地調査を行いました。周辺地域への影響は無く、特に問題無いと判断しました。皆様方のご審議をお願いいたします。
議長	続いて整理番号 3 番について委員番号 17 番 牧野博文委員より説明をお願いいたします。
牧野委員	委員番号 17 番の牧野です。整理番号 3 番についてご説明いたします。所在は上三輪町で地目は畑。面積は 990 m <sup>2</sup> 。譲渡人は上三輪町在住の方で、譲受人は大貫町在住の方です。お二方は親子関係になります。申請地は 30 ページのナンバー 3 になります。6 月 26 日に私、矢野推進委員、事務局、県、譲受人で現地調査を実施しました。申請理由は農家住宅ということで、浄化槽を設置するため、排水等周辺への影響は問題無いと判断しました。皆様のご審議をお願いいたします。
議長	続いて整理番号 4 番について委員番号 13 番 松田宗史委員より説明をお願いいたします。
松田委員	委員番号 13 番の松田です。整理番号 4 番についてご説明いたします。所在は鹿狩瀬の田 2 筆、279 m <sup>2</sup> です。譲渡人は鹿狩瀬町の方で、譲受人は同じく鹿狩瀬町の有限会社です。申請理由は駐車場となっています。6 月 26 日に、私、松田推進委員、事務局と県の担当者で現地確認を行いました。20 ページのナンバー 4 に位置図がございます。用水等に影響がでないように配慮して工事するように依頼しておきました。特に問題無い

	<p>と思います。以上です。ご審議をお願いします。</p>
議 長	<p>続いて整理番号5番について委員番号19番 菊池光雄委員が担当ですが、本日は出席できないとのことですので、代わって緒方最適化推進委員をお願いします。</p>
緒 方 推進委員	<p>推進委員の緒方です。整理番号5番についてご説明いたします。所在は北方町で田が1筆の1,374㎡です。譲渡人は北方町の方で、譲受人は昭和町の株式会社です。申請理由は太陽光発電施設の設置となっています。26日に現地確認を行いました。周辺は山林となっており、営農上の支障もなく問題無いと判断しました。ご審議の程よろしく願います。</p>
議 長	<p>続きまして、農地区分について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>はい。農地区分について説明いたします。整理番号1番と2番につきましては第1種農地となっています。第1種農地の転用につきましては原則不許可となっていますが、2件とも第1種農地の不許可の例外が該当し、整理番号1番が集落接続、整理番号2番が既存施設の拡張が活用できるため立地基準に問題ありませんでした。整理番号3番、4番、5番につきましては、公共投資の対象となっていない小集団の農地ということで第2種農地となっています。付近に第3種農地もないことから立地基準に問題はありませんでした。また都市計画法、道路法などの他法令での許認可の有無、資力、排水計画、転用の実効性など勘案しても一般基準に問題ありませんでした。あと周囲の営農上にも支障はないと判断いたしました。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今、各委員と事務局より説明がありました。ここで審議をお願いいたします。何かご意見、ご質問はございませんか。</p>
	<p>何かございませんか。</p>
委 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>異議なしという事なので、この許可申請につきましては、県に進達いたします。続きまして議案第92号、非農地証明願いについて提案いたします。整理番号1番について委員番号12番 田口正幸委員より説明をお願いいたします。</p>
田口委員	<p>委員番号12番の田口です。整理番号1番についてご説明いたします。所在は北方町で登記地目は畑。面積が157㎡です。申請人は北方町の方で現況は原野となっています。カラー写真のNo.1をご覧になっていただければ分かると思いますが、10年以上耕作されていないことは明らかで、今後も農地として使用することは困難であると判断しました。担当委員3名と申請者で6月26日に現地調査を行いました。非農地として取り扱って問題無いと判断しましたので、皆様のご審議をお願いいたします。</p>
議 長	<p>続きまして整理番号2番、3番について委員番号8番、高橋正二委員より説明をお願いいたします。</p>
高橋委員	<p>委員番号8番の高橋です。整理番号2番、3番について合わせてご説明いたします。まず整理番号2番についてですが、所在は上伊形町で畑1筆、田3筆の合計1,168㎡です。整理番号3番につきましては、所在は上伊形町で、田が1筆の52㎡です。整理番号2</p>

	<p>番、3番ともに申請者は上伊形町在住の方で、10年以上耕作放棄されかつ将来的に農地として使用することが困難とのことで今回の申請となりました。当初は整理番号2番だけの申請でしたが、実際の申請にあたり、整理番号3番の土地が申請地に含まれることが判明したため、合わせて申請することとなったようです。6月26日に申請者2名と片伯部農地部長を含めた合計6名で現地調査を行いました。20年以上前には自然水を用いて稲作を行っていたとのことですが、写真を見ていただければ分かるように現況は山林化しておりました。将来的にも農地として活用することは困難であると考えられるため、非農地として判断して問題無いと判断したところでございます。皆様のご審議をお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただ今、各委員より説明がありました。ここで審議をお願いいたします。何かご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>何かございませんか。</p>
委 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>異議なしという事なので、採決に入ります。承認される方は挙手をお願いいたします。</p>
委 員	<p>(挙手)</p>
議 長	<p>ありがとうございます。全員一致でございますので、承認いたします。以上で議案の審議は終了します。引き続き報告事項について事務局よりお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>それでは、事務局より報告事項について説明いたします。報告第43号、農地法第4条届出についてです。この案件は自己所有の農地の転用です。議案書の26ページに記載されております。全部で3件の届出があり、畑が5筆の578.75㎡となっています。</p> <p>続きまして報告第44号、農地法第5条の届出です。この案件は所有権、賃借権及び使用貸借権を伴った農地転用です。議案書の28ページと29ページに記載されております。全部で11件の届出があり、田が3筆の1,416㎡、畑が10筆の2,773㎡、合計13筆の4,189㎡の転用となっています。</p> <p>続きまして報告第45号、農地法第18条第6項の規定による通知についてです。この案件は合意解約の分です。議案書の31ページに記載されております。2件の届出があり、田が3筆の2,049㎡となっています。</p> <p>続きまして報告第46号、農地法第3条の3第1項の規定による届出についてです。この案件は相続等の届出です。議案書の33ページから35ページに記載されております。15件の届出があり田が24筆の14,248.23㎡、畑が29筆の9,795.64㎡、合計53筆の24,043.87㎡となっています。内容は記載のとおりです。</p> <p>また、現況が農地以外になっている所については、文書等で指導していきたいと考えております。報告は以上です。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より報告がありましたが、報告内容について、ご質問はございませんか。</p>
議 長	<p>私から一つよろしいでしょうか。28ページの整理番号4番、5番につきまして、譲渡人の欄に遺言執行者とありますが、どのようなケースの場合このような取り扱いとなるのでしょうか。</p>

事務局	<p>ご説明いたします。お亡くなりになられた方が公証人役場をとおして正式に遺言を作成した場合、その遺言を執行する者が定められています。遺言執行者は遺言を実行するために必要な権限を持っていますので、その権限に基づき遺言に沿って譲渡人へ転用が行われたということでこのような記載となっております。</p>
議長	<p>分かりました。説明ありがとうございました。 他にございませんか。</p>
総合農政課	<p>無いようなので続いて協議第 16 号、農用地利用配分計画（案）について総合農政課より説明をお願いいたします。</p>
総合農政課	<p>総合農政課より協議第 16 号、農用地利用配分計画（案）についてご説明いたします。本協議案件につきましては先ほど議案第 89 号にて機構への中間管理権の取得を皆様に審議していただいた分についての配分計画となっております。記載のとおり 27 筆、28, 549 m<sup>2</sup>について、受け手 5 名、1 法人への配分を検討しております。以上です。</p>
議長	<p>ただ今、総合農政課より説明がありましたが、説明内容についてご質問はありませんか。</p> <p>皆様ございませんか。</p>
総合農政課	<p>では、私の方から 1 点だけご質問させていただきます。 農地の集積に関連してですが、3 北地区に関しては中間管理機構を介しての権利の設定が多く、旧延岡地区については JA を通しての権利の設定が多いと感じますが、これには何らかの原因等あるのでしょうか。</p>
総合農政課	<p>3 北地区や伊形地区のように地区内の農業者がある程度まとまっていれば、中間管理事業を活用した集積が行いやすくなるのは事実です。北方であれば曾木地区、北川であれば家田地区、旧延岡であれば川島地区などが該当し、これらの地区は中間管理事業について地区をあげて推進する重点実施地区に指定されています。伊形地区につきましては秋を目処に重点実施地区に指定する予定で県と話をすすめているところです。意図的に 3 北と旧延岡地区で推進体制を変えているというようなことはございません。</p>
議長	<p>分かりました。6 月の農業新聞に記載されていましたが、地区によっては JA を通した権利設定が多く、国が掲げている集積目標には遠いため、中間管理機構そのものの見直しですとか、JA 等の円滑化団体を介した権利設定でも集積面積として換算して良いという話もでてきているようですので、そちらについても情報が入ってきましたら提供をお願いします。</p> <p>その他にございませんか。</p>
松原推進委員	<p>今の話に関連しての質問ですが、私が個人的に 5 反お借りして耕作していますが、ここに中間管理事業が入ることで何かメリットがありますでしょうか。メリットが大きいようでしたら出し手に対して話しもしやすくなるのですが。</p>
総合農政課	<p>例えば条件は厳しくなっていますが、条件に合致すれば集積協力金といった形で協力金を受け取ることが可能な場合がございます。</p>

松 原 推進委員	自分が借りているところは面積が狭く協力金が出ないところです。
総合農政課	協力金が出ないということであれば、機械を導入したりハウスを建てたりと市や県の事業を活用する際に、中間管理事業を活用していることで申請者にポイントが加算されるような仕組みへと変わってきております。
松 原 推進委員	それは借り手側でしょう。貸し手側。今おっしゃっているのは借り手側ですよ。貸し手側のメリットを。
総合農政課	出し手側のメリットとして、一番は農地の管理がしやすくなるという事だと思います。例えば耕作者が何らかの形で農業をリタイアした場合、中間管理事業を活用していれば、市や公社が連携して可能な限り新たな耕作者を探します。また、書類の作成等についても自分で作成する必要が無いのでこれらは一つのメリットと考えていますが。
松 原 推進委員	書類に必要な印鑑もそちらで回ってもらえるのですか。
総合農政課	印鑑については、場合によって異なってきます。書類を作成しその内容について申請者に説明を行うということは必ず行いますが、印鑑については、押印する人数が少なく私どもで集めることができる状況でしたら印鑑もいただけてきます。押印する人数が多い場合ですと、私どもでの対応も限界がありますので、書類についての説明を申請者に行い、印鑑を集めてくるようにお話をさせていただくこともございます。状況によって異なりますので、そのように理解していただけると助かります。
松 原 推進委員	分かりました。
議 長	他にございませんか。
	無いようですので、以上を持ちまして第 13 回、定例農業委員会のすべてを終了いたします。 皆様お疲れ様でした。
	次回定例農業委員会 7月27日(金) 午前9時30分～ 本庁舎 2階 講堂

以上、会議の顛末を記した記録に相違ないことを認めここに署名する。

会 長      原 田 博 史

4 番      柳 田 慧 子

15 番      遠 田 祐 星